

国立国会図書館の現況と課題

国立国会図書館 総務部 副部長
武藤 寿行

はじめに

国立国会図書館は、現在、インターネット等を通じたデジタル情報の劇的な増大と流通という社会変化の中で、これまで国立国会図書館が果たしてきた役割を全うするため、あるいは新たな役割を果たしていくための変革を迫られています。こうした認識に立って、国立国会図書館は、デジタル時代における当館の役割について、当館が果たすべき基本的使命を確認し、目指すべき方向性を「国立国会図書館 60 周年を迎えるに当たってのビジョン（通称：長尾ビジョン）」として提示しました。このビジョンを具体化するものとして、一昨年「創造力を生み出す新しい知識・情報基盤の構築を目指して一国立国会図書館の取組一」を策定し、この基本計画の下、事業・サービスごとの計画に基づき、毎年度重点事業を定め、取り組んでおります。ここでは、国立国会図書館がこの 1 年重点的に取り組んでいる事業のうち、デジタル時代に対応するための変革に関わる主な 3 つの取組の概要とその課題について紹介します。

1 トータルな図書館システムと新しい利用者サービスの実現

(1) 業務・システム最適化の推進

最初に、トータルな図書館システムと新しいサービスの実現に向けた取組について紹介します。国立国会図書館は、2008 年（平成 20 年）に「国立国会図書館業務・システム最適化計画」（以下「最適化計画」という。）を策定し、利用者本位のサービスと効率的な業務遂行を可能とする、費用対効果の高い情報システムの実現に取り組んでいます。この計画は 2008 年度（平成 20 年度）から 2012 年度（平成 24 年度）までの 5 年間を計画期間とし、今年度はちょうど中間点に当たります。情報システムは、国立国会図書館の業務・サービスのあらゆる局面に浸透し、不可欠のものとなっています。これまでそれぞれの業務・サービスごとに個別の情報システムを構築し、運用してきたため、最適化計画の策定時点では、40 近くの情報システムが稼働している状況でした。また、情報システムの開発・運用経費の予算に占める割合も、物件費のおよそ 4 割を占めるに至っています。最適化計画では、情報システム資源の無駄を省き、利用者の利便性を高めるため、インタフェースや

データ構造の標準化、ハードウェア、ソフトウェア資源の共有化、さらには類似の機能やサービスを提供する情報システムの統廃合を進め、併せて業務の見直しを行うこととしています。

(2) 次期業務基盤システムの導入

これまでの業務・システム最適化の取組の成果として、今年から来年度にかけてのシステム関連の主なプロジェクトを3つ紹介します。1つは、2012年（平成24年）1月に当館所蔵資料の統合書誌データベースと NDL-OPAC の機能を担う業務基盤システムの次期システムが導入されることです。現行の業務基盤システムは、当館の独自仕様で開発・運用しているもので、運用コストや、柔軟性と相互運用性の面で課題となっています。次期システムではこれらの課題を解決するため、他の国立図書館等で使用している図書館パッケージソフト「Aleph」を導入することとし、現在、一部仕様変更や外付け開発、データ移行の準備とパッケージソフトに合わせた業務の見直しを行っています。

(3) デジタルアーカイブ

2つ目は、当館のもう1つの基幹システムであるデジタルアーカイブシステム、これは当館におけるデジタルコンテンツの収集、保存、提供を統合的に担当するシステムですが、このシステムが、今年（2010年）1月から運用を開始したことです。今年4月からは、改正国立国会図書館法が施行され、国等がインターネットを通じて発信する情報（以下「インターネット資料」という。）をこのシステムを用いて収集しています。また、2009年度（平成21年度）補正予算で実施中の当館所蔵資料の大規模デジタル化事業で昨年度にデジタル化したコンテンツ（1945年以前刊行の和図書）22万冊も今年9月からデジタルアーカイブシステムに投入し、館内で提供を開始しています。国等のインターネット資料の制度的収集と大規模デジタル化事業については、後でより詳しく紹介します。また、今年度中にこれまで個別のシステムで提供していた貴重書画像データベースと児童書デジタルライブラリーのコンテンツをデジタルアーカイブシステムに統合し、それぞれのシステムは廃止することとしています。

(4) 情報探索サービスシステム

3つ目は、情報探索サービスシステムについてです。次期業務基盤システムの稼働に合わせて、2012年（平成24年）1月に本格稼働する予定で、現在開発を進めています。情報探索サービスシステムは、当館や国内の他機関がばらばらに提供している多様な書誌データやコンテンツに関する情報をワンストップで求める情報にアクセスできるようナビゲートするシステムです。昨年度から開発を進めており、今年8月に「国立国会図書館サーチ（開発版）」（略称 NDL Search）としてプロトタイプシステムを公開しました。当館の NDL-OPAC、雑誌記事索引、総合目録ネットワークシステムで提供する書誌データはもとより、近代デジタルライブラリー、貴重書画像データベース等で提供しているデジタルコンテンツ、さらには国立情報学研究所、県立図書館、大学図書館等の他機関の書誌データやコンテンツなど43種のデータベースを検索することができます。情報探索サービスシステムの実現により、紙媒体資料かデジタル情報かを問わず、かつ、当館所蔵の有無を問わ

ず、利用者が求める情報を迅速に案内できるようになります。また、情報探索サービスシステムが業務基盤システムやデジタルアーカイブシステムなど他システムと連携することにより、利用者から見てトータルな図書館システムとして機能することが期待されています。このサービス、システムの詳しい説明は明日の業務交流Ⅱで行う予定です。

2 デジタル情報資源の収集・保存・利用の推進

国立国会図書館の現在の主な取組の 2 番目は、デジタル情報資源の収集・蓄積・利用の推進です。この取組には、ますます増大するインターネット等を通じて流通するデジタル情報の収集・保存と当館が所蔵する資料のデジタル化の 2 つの分野及び他機関との連携協力の分野があります。

(1) インターネット資料の制度的収集

まず、インターネット等を通じて流通するデジタル情報の収集・保存と利用に関しては、昨年（2009 年）7 月に国立国会図書館法と著作権法が改正され、今年 4 月から国、地方公共団体、国立大学等の公的機関が発信するインターネット資料について、著作権者の許諾なく収集できるようになりました。国のウェブサイトについては月 1 回、都道府県等のウェブサイトについては年 4 回収集することとしています。収集は主として収集プログラムによる自動収集です。収集したインターネット資料の利用に関しては、従来の出版物と同様館内利用が原則となっていますが、収集を開始する際に、インターネット配信ができるように発信者の許諾処理も行っています。4 月以降これまでに収集した実績から、データ量が想定より大きく、ストレージの確保が課題となっております。安価で拡張性に優れたストレージを確保する取組とともに、追加・変更されたファイルのみを対象とする差分収集の実現に向けた検討が必要になっています。

(2) 民間の「オンライン資料」の収集制度化

一方、民間のウェブサイトについては、私立大学などの学術機関や国際的なイベントに関するウェブサイトを中心に発信者から許諾を得て細々と収集しているというのが現状です。国内の出版界においては、Google books の規模拡大や電子書籍端末の普及動向など最近電子出版への関心が高まっており、電子書籍の市場規模も年々拡大しているところです。国立国会図書館は、国内の知的資産である民間の発信するデジタル情報の収集・保存の課題に対応するため、まずは図書、逐次刊行物に相当する情報を収集するための制度の在り方に関し、昨年、館長から納本制度審議会に対して諮問を行いました。今年 6 月に同審議会から提出された答申では、電子書籍、電子雑誌など従来の図書、雑誌に相当する、完結した形でネットワーク上を流通する情報を「オンライン資料」と定義し、国立国会図書館が法的に収集できる仕組みを整備すべきとされました。この答申を受けて、現在、「オンライン資料」の収集に係る制度設計の検討を行っています。出版界、著作権者等の関係団体・機関との協議を経て、今後 1～2 年かけて制度化を実現したいと考えています。

(3) 所蔵資料のデジタル化

次に、当館の所蔵資料のデジタル化とその利用に関する取組に関しては、昨年著作権法

が改正（2010年（平成22年）1月施行）されたことに伴い、制度上重要な変更がありました。1つは、国立国会図書館においては原本保存のため、著作権者の許諾を得ないで所蔵資料をデジタル化することが認められたこと。2つ目は、障害者の情報利用の機会の確保のため、国立国会図書館、公共図書館、大学図書館、学校図書館等において、著作権者の許諾を得ないでテキストデータ、拡大図書などを作成し、障害者に提供（オンライン配信も含む）できるようになったことです。このうち、後者の制度改正に伴う障害者サービスの取組については、明日の業務交流Ⅰのテーマとなっていますので、ここでは必要な範囲で触れることにします。

まず、保存のためのデジタル化についてですが、2009年度（平成21年度）補正予算で、当館所蔵資料のデジタル化経費として約127億円が計上されました。昨年度と今年度の2か年で執行することが認められ、現在、デジタル化作業を実施中です。対象資料は、貴重書を含む古典籍資料約6万冊、1968年以前刊行の和図書約64万冊、和雑誌約12,000タイトル（2000年受入分まで）、博士論文約14万冊（1991年度～2000年度受入分）などです。デジタル化が終了しますと、和図書については、現在当館が所蔵する1968年以前刊行のものすべてがデジタル化されることとなります。デジタル化は、画像データのみですが、目次のあるものは目次のテキストデータを作成しています。デジタル化した資料の利用については、館内提供が基本ですが、和図書のうち、戦前期刊行のもの及び博士論文は、著作権処理を行ったうえで、インターネットで提供する想定です。なお、古典籍資料は著作権保護期間満了のものでインターネットで公開します。改正著作権法に基づきデジタル化した資料の原本は、利用に供さないことが条件のため、従来行っている公共図書館等への図書館間貸出ができないこととなりますので、現在、デジタルデータを用いた代替案について、出版社、著作権者の関係団体等と協議しているところです。

また、当館が行う保存目的のデジタル化に関しては、関係機関等から改正著作権法のもう一つのポイントである障害者サービスに活用することが求められています。当館は、活用方法として、作成した画像データからOCR等により全文テキストデータを作成のうえ、館内又は他の図書館若しくは障害者の使用する専用端末に配信し、読み上げソフト等の閲覧支援ソフトを用いて提供する方式を基本としようと考えています。そのため、今年度はその方式が技術面、コスト面も含め実現可能か、実証実験を行います。その実証実験を踏まえ、実施計画をまとめる予定です。

(4) 関係機関との連携・協力

デジタル情報資源の収集・蓄積・利用の推進における3番目の取組は、他機関との連携・協力の促進です。デジタル情報資源の収集・蓄積の局面をとっても、また利用の局面をとっても当館1館では、利用者の求める多様なニーズに答えることはできません。国内の図書館等とはこれまでも連携・協力してきた実績がありますが、デジタル時代においては、他のアーカイブ機関、すなわち、博物館・美術館、文書館等との連携（いわゆるMLA連携）が不可欠となってきています。そこで、国立国会図書館は、昨年度にMLAの実務者と専門家を構成員とする「デジタル情報資源ラウンドテーブル」を設置し、連携促進と共通の課

題解決に向けた協議を開始しています。

また、とりわけデジタル情報資源の利用面において図書館と利害対立が生じ得る出版社、著作権者の団体との連携・協力（利害調整）も避けて通れない重要課題の 1 つです。当館が行う保存のためのデジタル化とその利用について、図書館、出版社、著作権者の団体からなる関係者協議会を設け、協議しています。今年度は、先ほど触れたデジタルデータの配信も含む図書館間貸出の代替措置を協議事項としています。前述した民間の配信する電子書籍等の収集の制度化に当たってもこれらの関係機関との連携・協力は必須です。

さらに国外の関係機関との連携・協力の面では、特に先般調印された「日中韓電子図書館イニシアチブ」を挙げたいと思います。このイニシアチブは、アジア地域の国立図書館間における電子図書館連携の初の試みであり、実現すれば三国の文化の相互理解のための重要な基盤となるものと確信しております。協力して具体的な成果を上げていきたいと大いに期待しているところです。明日の業務交流Ⅱにおいて、自動翻訳をめぐる技術的課題が取り上げられる予定です。

3 組織・施設の整備

デジタル時代に対応するための変革の取組として、最後に、組織再編について触れたいと思います。これまで業務・システム最適化とデジタル情報資源に関する取組を述べてきましたが、これらの取組を円滑かつ機動的に遂行するための体制を確立することが必要です。このため、来年度（2011 年度）に東京本館の組織再編を行う想定です。

1 つには、当館の電子情報に係るサービスと国内外の連携・協力を総括するとともに、情報システムの企画・運用を一括して行う電子情報部を新設します。当館の電子情報に係るサービスを総括する部門を強化することにより、統一的で一貫した政策立案・対外連携を実現できるようにするとともに、これまで各業務・サービス部門でばらばらに開発・運用を行ってきた情報システムの開発・運用を電子情報部で一括して担当することにより、IT スキルを持った人材を集約し、業務・サービスの最適化を効果的、効率的に進めることができるようになります。なお、東京本館の総括の下で関西館においては、引き続きデジタル情報資源の収集・保存・提供を行うこととしています。

もう 1 つは、利用者サービス部門を再編統合し、利用者サービス部を設けることです。現行の資料提供部と主題情報部を再編統合し、スリム化を図り、デジタル情報資源と従来の紙媒体資料とのハイブリッドなサービスを円滑に実施する体制を整備するものです。

また、施設の拡充整備の取組として、国際子ども図書館の増築・改修のための設計作業を進めています。書庫の増設、児童書総合閲覧室の新設、資料や電子情報の提供環境の整備、研修室の新設等、児童書のナショナルセンターとしてのサービス拡充に必要な施設を整備するものです。来年度には工事に着手したいと考えています。

組織再編、施設整備は、いずれも来年度予算として計上されてはじめて実施できるもので、国の財政状況が厳しい中ですが、重点事項として要求しているところです。

4 課題

以上、国立国会図書館がデジタル時代に対応するための変革に関わる主な 3 つの取組の概要を述べてきましたが、最後に課題についてまとめてお話しします。

(1) 関係機関との利害調整

1 つは、デジタル情報資源の活用の分野では、図書館界と出版業界、著作権者との利害が対立する局面が多く、その利害調整が課題となっています。デジタル情報資源を他の出版物と同様に収集し保存する責務が国立図書館にあります。収集したデジタル情報の提供、特にインターネットを通じた配信サービスに対しては、出版界、著作権者から経済的利益が奪われるとの強い懸念が表明されています。当館が行う保存のためのデジタル化と利用に係る出版社、著作権者団体との協議の結果、デジタル化した資料の利用について、提供は館内限定であるとか、複写はプリントアウトに限るとか、さらには同時利用者数にも制限を加えるとのいくつかの制限がかけられました。当館が収集したインターネット資料や、制度化を検討している「オンライン資料」の利用についても、当面、基本的に館内限定とならざるを得ませんが、今後、関係団体との利害を調整し、当館がその使命を十全に果たせる一例え公共図書館等への配信サービスなど一仕組みづくりが必要です。日本では、今年を「国民読書年」として関係機関により各種行事が行われており、国立国会図書館も関連行事を開催しているところですが、今年 12 月には、国際図書館連盟 (IFLA)、世界複写権機構 (IFRRO)、国際出版連合 (IPA)、世界知的所有権機関 (WIPO) の協力を得て、「本を読むという文化—デジタル時代における展開—創造性とアクセスを育む手段としての著作権—」という国際シンポジウムを開催します。図書館界、出版界、著作者団体が利害対立を超えて共通の価値を見出すきっかけになることを期待しております。

(2) 予算の確保

2 つ目は、予算の確保の課題です。厳しい国の財政状況の下、来年度予算においてさらなる削減が求められています。情報システムの開発・運用に係る無駄を排除し、業務・サービスを効率的、効果的に遂行することは、最適化計画の目的の 1 つですが、さらに業務の合理化を推進していかなければなりません。と同時に進展著しい IT を用いて国会サービス、図書館サービスの高度化を図っていくことも必要です。経費の縮減とサービスの向上、これを同時に実現することが課題です。他方で現在実施している大規模デジタル化は、昨年度の補正予算によるものであり、今年度限りです。今後とも一定規模でデジタル化を継続して行うためには予算を確保する必要があります。

(3) 人材の育成・確保

最後に人材の育成・確保の課題です。上述したように電子情報部を新設し、IT スキルをもった人材の効果的活用を図ることとしていますが、ますます高度化する IT を駆使できる人材が不足しています。外部からの登用のほか、当館職員の教育・育成が不可欠です。また、デジタル情報資源をめぐる対外連携・協力、渉外の分野における活動が活発化しており、この分野における人材も育成していく必要があります。人材の育成・確保には即効薬はありません。息の長い地道な取組が必要です。

日韓業務交流も今年で 13 回を数え、これまでも相互啓発と豊かな人材交流をもたらして参りました。今回も実りある成果を挙げることを期待しまして私の報告といたします。